



平成 22 年 8 月 23 日

各 位

会 社 名 新 東 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 川 達 也
(JASDAQ・コード 5380)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 渡 邊 和 夫
電 話 0566-53-2631 (代表)

定款の一部変更および監査役、補欠監査役ならびに会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 23 日開催の取締役会において、平成 22 年 9 月 29 日開催予定の第 47 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更および監査役、補欠監査役ならびに会計監査人の選任について付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の理由

- ① 事業の目的につきまして、新規事業を定款第 2 条（目的）に新設および実態に即していないものを削除するものであります。
- ② 当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する特例」第 7 条の規定を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査役会および会計監査人を新設するものであります。
- ③ 法令で定める監査役員の員数が欠けた場合において、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を 4 年とするため、所要の規定を第 33 条（補欠監査役の予選の効力）として新設するものであります。
- ④ 社外取締役として有能な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条の規定に基づき、定款に第 30 条（社外取締役との責任限定契約の規定）を新設するものであります。
- ⑤ その他、上記変更に伴う条数および所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 < 条文省略 ></p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 5. < 条文省略 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p><u>6.</u> ～ <u>9.</u> < 条文省略 ></p> <p><u>10.</u> <u>旅行業</u></p> <p>11. < 条文省略 ></p> <p>第3条 < 条文省略 ></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p> <p>第5条～第18条 < 条文省略 ></p> <p>第4章 取締役、監査役および取締役会 (取締役および監査役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内、<u>監査役は、3名以内</u>とする。</p> <p>(取締役および監査役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役<u>および監査役</u>は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役<u>および監査役</u>の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. < 条文省略 ></p>	<p>第1条 < 現行通り ></p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 < 現行通り ></p> <p>1. ～ 5. < 現行通り ></p> <p><u>6. 園芸用資材の製造および販売</u></p> <p><u>7.</u> ～ <u>10.</u> < 現行通り ></p> <p><削除></p> <p>11. < 現行通り ></p> <p>第3条 < 現行通り ></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 < 現行通り ></p> <p>(1) < 現行通り ></p> <p>(2) < 現行通り ></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 < 現行通り ></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. < 現行通り ></p>

第 21 条 < 条文省略 >

(取締役および監査役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. < 条文省略 >

3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 23 条～第 27 条 < 条文省略 >

(取締役および監査役の報酬等)

第 28 条 取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役および監査役の責任免除)

第 29 条 < 条文省略 >

2. < 条文省略 >

< 新設 >

第 30 条 < 条文省略 >

第 21 条 < 現行通り >

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. < 現行通り >

< 削除 >

第 23 条～第 27 条 < 現行通り >

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 < 現行通り >

< 第 38 条へ移設 >

(社外取締役との責任限定契約)

第 30 条 当会社は、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する社外取締役の責任につき、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

< 第 39 条へ移設 >

<p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>
<p>< 新設 ></p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>< 新設 ></p>	<p style="text-align: center;"><u>(補欠監査役の予選の効力)</u></p> <p>第33条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</p>
<p>< 新設 ></p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>< 新設 ></p>	<p style="text-align: center;"><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>< 新設 ></p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>< 新設 ></p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>< 第29条第2項より移設 ></p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第38条 当社は、会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者</p>

<p>< 第 30 条より移設 ></p> <p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p> <p>第 5 章 計 算</p> <p>第 31 条～第 34 条 < 条文省略 ></p>	<p>を含む。) の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により、会社法第 426 条第 1 項の定める限度額の範囲内で、賠償の責めに任ずるべき額を免除することができる。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 39 条 当社は、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する社外監査役の責任につき、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任)</p> <p>第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第 7 章 < 現行通り ></p> <p>第 42 条～第 45 条 < 現行通り ></p>
---	---

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 9 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 22 年 9 月 29 日

2. 監査役選任の件

(1) 監査役選任の理由

監査体制の強化および「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査役会設置会社となります。監査役は3名以上必要となりますので、新たに監査役1名を選任するものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 監査役候補者

氏名 生年月日	略歴および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
西垣 誠 昭和 35 年 8 月 26 日生	平成 15 年 10 月 弁護士登録（愛知県弁護士会） 入谷法律事務所入所（現任） 平成 20 年 6 月 シーキューブ株式会社社外監査役 （現任） （重要な兼職の状況） シーキューブ株式会社社外監査役	— 株

(3) 就任予定日

平成 22 年 9 月 29 日（第 47 回定時株主総会開催日）

3. 補欠監査役 1 名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことなる場合に備え、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、予め補欠監査役 1 名を選任するものであります。

なお、本議案は上記「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。また、本議案の提出に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏名 生年月日	略歴および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
矢田 啓悟 昭和 53 年 1 月 29 日生	平成 19 年 12 月 弁護士登録（愛知県弁護士会） 入谷法律事務所入所（現任）	— 株

4. 会計監査人選任の件

(1) 会計監査人選任の理由

計算書類の適正性の確保および「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は会計監査人設置会社となりますので、会計監査人を選任するものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 会計監査人候補者

候補者の名称	有限責任監査法人トーマツ													
沿革	昭和43年5月 等松・青木監査法人設立 昭和50年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現 デロイト トウシュ トーマツ<DTT>)へ加盟 平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更 平成21年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更													
事務所の所在地	主たる事務所 東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル その他の事務所 (国内) 札幌、仙台、盛岡、新潟、さいたま、千葉、横浜、長野、金沢、富山、静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、松江、高松、松山、福岡、大分、熊本、鹿児島、那覇 (海外) Deloitte Touche Tohmatsu 駐在員派遣 約40都市													
概要	構成人員 6,020名(平成22年6月末日現在) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>社員(関係会社のパートナー兼務者含む)</td> <td>637名</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>1,858</td> </tr> <tr> <td>公認会計士試験合格者等(会計士補含む)</td> <td>2,269</td> </tr> <tr> <td>その他専門職</td> <td>759</td> </tr> <tr> <td>事務職</td> <td>497</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,020</td> </tr> </table> 資本金 651百万円(平成22年6月末日現在)		社員(関係会社のパートナー兼務者含む)	637名	公認会計士	1,858	公認会計士試験合格者等(会計士補含む)	2,269	その他専門職	759	事務職	497	合計	6,020
社員(関係会社のパートナー兼務者含む)	637名													
公認会計士	1,858													
公認会計士試験合格者等(会計士補含む)	2,269													
その他専門職	759													
事務職	497													
合計	6,020													

(3) 就任予定日

平成22年9月29日(第47回定時株主総会開催日)

以上